

公募要領

平成28年12月

国立障害者リハビリテーションセンター

公募要領

「国立障害者リハビリテーションセンター食堂経營業務委託」を希望する企業等は、この事業を行うための企画について、次の要領に従って企画書を作成の上、下記の提出先まで提出して下さい。

1. 応募資格

希望する企業等は、次の要件が備わっている必要があります。

- (1) 当該事業に関する契約を当センターとの間で直接締結等できる法人であること。
- (2) 法人等を設立して5年以上経過しており、食堂について良好な運営実績が3年以上あること。
- (3) 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- (4) 障害者への適切な理解とそれに基づく具体的な配慮があること。
- (5) 不正及び不誠実な行為がないこと。
- (6) 公募要領等の交付を受けた者であること。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び（7）から（11）までに定まる者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (13) 不測な事態が起きたときには適切に対応できること。

2. 応募方法

- (1) 提出期限：平成29年1月13日（金）17時必着
- (2) 提出書類：参加申請書、企画提案書、誓約書（別添様式）
なお、企画提案書は、日本語で作成して下さい。
- (3) 提出部数：2部（正1部、写1部）とします。

(4) 添付書類：次の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ①会社経歴書 1部
- ②最近の営業報告書（3年分） 1部
- ③当該事業に関する説明書 1部

(5) 提出先：提出期限までに以下担当者までご提出下さい。

国立障害者リハビリテーションセンター
管理部総務課厚生管理係長 鈴木
〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1

3. 企画提案書の受理

応募資格を有しない者の企画書、又は提出された書類に不備がある企画書は、受理できません。

4. 秘密の保持

企画書、その他の書類は運営者の選定にのみ使用します。

5. 運営者の選定

(1) 審査方法

企画提案書に基づき書類審査を実施します。また、必要に応じてヒアリングを実施します。審査期間中に企画の詳細に関する追加資料を提出していただくことがあります。

(2) 審査基準

運営者の選定は、受理された企画書及び添付資料により行いますが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出等を求める場合もあります。選考基準は以下のとおりで、これにより各企画について相対的に評価し、運営者を決定します。

■運営者選考基準

1) 企画提案書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績が優れていること。

2) 担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務等の実績が、事業を遂行するために必要な能力・知識として充分であり、かつ優れているか。

3) 食堂の運営方針等

運営方針・運営方法や職員配置計画が妥当であり、当該運営に対する取り組み意欲が優れているか。

4) 企画内容

企画の適格性、創造性及び現実性について各々優れているか。

5) その他

(3) 審査結果の通知

審査結果については、後日、当センターホームページに結果を公表いたします。

6. 委託業者決定までのスケジュール

平成29年1月13日（金）17時必着（企画提案書の提出締め切り）
締め切り後速やかに委託業者決定。

7. その他

- (1) 提出された書類に虚偽の記載をした場合は無効とします。
- (2) 受理した企画提案書及び添付資料等は返却できませんので予めご了承下さい。
- (3) 企画提案書等の作成費は経費に含まれません。また、選定の成否を問わず企画提案書の作成費用は支給されません。

8. 問い合わせ

本公募要領に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

国立障害者リハビリテーションセンター

管理部総務課厚生管理係長 鈴木

TEL : 04(2995)3100 内線2109

FAX : 04(2995)3102

e-mail : kouseikanri@rehab.go.jp

参加申請書

平成 年 月 日

厚生労働省共済組合
国立障害者リハビリテーションセンター
支部長 飛松 好子 殿

「国立障害者リハビリテーションセンター食堂経営業務委託公募要項」の内容を理解し、必要書類を添えて次のとおり申請します。

| | |
|----------------------------|---|
| 住所または事業所所在地 | |
| 商号または名称 氏名または代表者氏名印 | ⑩ |
| 担当者・連絡先 (TEL・FAX・Eメール等) | |

誓約書

厚生労働省共済組合
国立障害者リハビリテーションセンター
支部長 飛松 好子 殿

私

当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの契約に反したことにより、等方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は、便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 29 年 月 日

住所（又は所在地）

氏名または代表者名

印

参考 1

事業内容

1. 件名

国立障害者リハビリテーションセンター食堂経營業務委託

2. 業務内容

委託者は当センターが指定する本館建物の一部を借り受け、食堂を設置・運営する。
詳細は別紙 1 の契約書（案）及び別紙 2 の覚書（案）による。

企画提案書の様式

1. 企画提案書は、A4版縦（横書き）とし、左とじにして下さい。
2. 企画提案書は、2部（正1部、写1部）を提出して下さい。
3. 以下の項目は必ず記載するとともに、食堂経営に関して優れていると思われる面、食堂経営に際して重視すること等を自由に記載して下さい。
 - ・ 食堂経営方針
 - ・ 1週間のメニュー例（金額、カロリー、塩分、原価構成）
 - ・ 担当従業員数とその雇用形態